

法定書類の設置不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団</p>	<p>一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が、大阪市北区西天満に登記している主たる事務所については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）に規定されている下記書類について備え置かれていなかった。</p> <p>1 計算書類等（129条、199条） 対象期間：評議員会の日の2週間前の日から5年間</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 監事の監査報告</p> <p>2 議事録（193条、197条、97条） 対象期間：評議員会・理事会の日から10年間</p> <p>(1) 評議員会議事録 (2) 理事会議事録</p> <p>3 定款（156条）</p>	<p>今後は、主たる事務所に法定書類を備え置くなど、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守されたい。</p> <p>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】 （議事録等）</p> <p>第97条 理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、第95条第3項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。 （計算書類等の備置き及び閲覧等）</p> <p>第129条 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第124条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日（理事会設置一般社団法人にあつては、2週間）前（第58条第1項の場合にあつては、同項の提案があった日）から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。 （定款の備置き及び閲覧等）</p> <p>第156条 設立者（一般財団法人の成立後にあつては、当該一般財団法人）は、定款を設立者が定めた場所（一般財団法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び従たる事務所）に備え置かなければならない。</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定されている法定書類については、速やかに主たる事務所に備え置いた。今後は、このようなことがないよう法律の遵守に努める。</p>

		<p>(議事録)</p> <p>第193条 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 一般財団法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>第197条 前章第3節第4款(第76条、第77条第1項から第3項まで、第81条及び第88条第2項を除く。)、第5款(第92条第1項を除く。)、第6款(第104条第2項を除く。)及び第7款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。(以下省略)</p> <p>第199条 前章第4節(第121条第1項後段及び第2項並びに第126条第1項第1号、第2号及び第4号を除く。)の規定は、一般財団法人の計算について準用する。(以下省略)</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年12月2日から同月3日まで)